

すまいる通信 第3号

相続が発生し、相続税の納税資金を確保するために不動産を売却することがよくあります。ただし、不動産を売却しようと思ってもすぐに売ることができない場合があります。売却をするためには現地調査、役所等での法令調査、測量などをしなければなりません。これらは生前にも行うことができます。相続対策というのは税金のことだけではないのです。生前にできることをやっておけば、いざ売却しなければならないというときにもスムーズに事が進むと思います。

相続税の納税期限は、相続開始時から10ヶ月です。実際には、相続人同士で遺産について話し合うのは四十九日が過ぎてからという感じでしょうか。そうすると、実質約8ヶ月の間に相続税納税資金をそろえることとなります。この8ヶ月という時間は長いようですが、けっこうあわただしいものです。

相続税がかかる人の資産の内訳は、不動産所有の割合が多く、手持ちの現金がほとんど無いという方が圧倒的に多いです。生前に処分できる土地があれば、その土地を売却し納税資金として確保しておくことをオススメします。

土地の売却資金で生命保険（終身保険）に加入するというのも有効です。死亡保険金を納税や代償金に充てることができます。また、保険金の受取人を指定することができ、さらには相続税の生命保険控除（500万円×法定相続人数）が受けられ節税にもなりますね。

行政書士による無料相談を実施しています。

- 相続で争いにならないためには？
- 税金はいくらかかるの？
- 目に見えない問題点は？

お気軽にお電話ください。

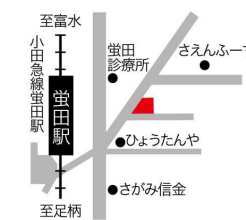


長尾 影正（ながお かげまさ） プロフィール

住まいる株式会社 代表取締役
行政書士長尾影正事務所 所長

行政書士
宅地建物取引主任者
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
相続アドバイザー協議会認定会員（18期生）

昭和49年7月生まれ。
妻：明日香（昭和55年4月生まれ）
長男：皇成（平成22年3月生まれ）
神奈川県湯河原町出身。小田原市在住。神奈川県立西湘高校卒。



住まいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL: 0465-20-8501
<http://www.smile-club.net>

行政書士 長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
FAX: 0465-39-1901
mail: nagao3@smile-club.net

